

平成 27 年 2 月 23 日

各 { 就労継続支援 B 型事業所
就労継続支援 A 型事業所
生活介護事業所
地域活動支援センター
小規模事業所（障害者地域作業所） } 代表者 様

神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

ともしびグッズコーナーにおける自主製品の常設展示・販売の実施に係る
意向の照会について（照会）

日頃より、本県の障害福祉施策の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
この度、平成 27 年度から、かながわ県民センター 1 階「ともしびグッズコーナー」
における自主製品の常設展示・販売を実施することといたしました。

つきましては、自主製品の常設展示・販売を希望する事業所を把握したく、次の
とおり照会しますので、お忙しいところ大変恐縮ですが、自主製品の常設展示・販
売を希望する場合は、回答期限までにご回答くださるようお願いいたします。

なお、今回の照会結果を踏まえ、各事業所の販売時期や販売製品等について、コ
ーディネートする予定です。今回、自主製品の常設展示・販売を希望された事業所
には、平成 27 年 4 月下旬をめどに決定のご連絡いたしますので、自主製品の常設展
示・販売を実施する事業所につきましては申込書をご提出いただきますようお願い
いたします。

加えて、現在、各事業所から出店を募り、ともしびグッズコーナーの空きスペー
スを活用して実施している展示即売会については、平成 27 年度も引き続き実施して
いく予定ですので、あわせてご活用ください。

1 回答方法

ともしびグッズコーナー常設展示・販売（概要）及び照会票、Q&A を「障害
福祉情報サービスかながわ」からダウンロードしてご回答ください。

<概要・照会票・Q&A の掲載場所>

障害福祉情報サービスかながわ (<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>)

⇒ 書式ライブラリ

⇒ お知らせ（県内共通）

⇒ お知らせ

2 回答期限 平成 27 年 3 年 13 日（金） ※期限厳守

3 回答先

障害福祉課社会参加推進グループ 太田 あて、電子メールに照会票を添付してご提出ください。

<提出先メールアドレス> oota.m5v@pref.kanagawa.jp

問い合わせ先

社会参加推進グループ 太田

電話 045-210-1111 (内線 4711)

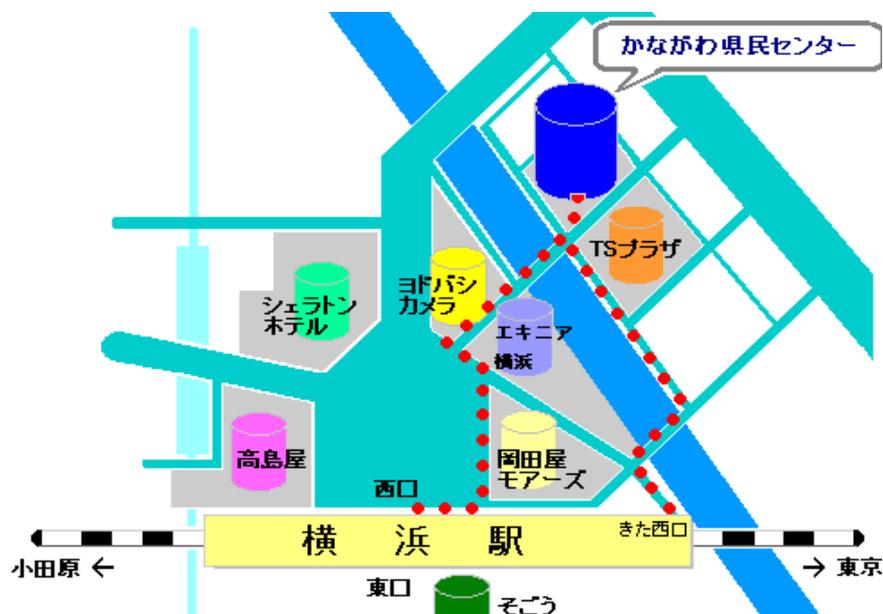
FAX 045-201-2051

E-mail oota.m5v@pref.kanagawa.jp

ともしびグッズコーナー常設展示・販売（概要）

1 販売場所

かながわ県民センター 1階 ともしびグッズコーナー
(横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2)



2 対象事業所

県共同受注窓口「はたらき隊かながわ」に登録するとともに、県工賃向上支援事業に協力し、積極的に製品の質の向上・販路拡大等に取り組み、工賃向上を目指している次の事業所

- ア 就労継続支援B型
- イ 就労継続支援A型
- ウ 生活介護事業所
- エ 地域活動支援センター
- オ 小規模事業所（障害者地域作業所）

※共同受注窓口とは

共同受注窓口は、複数の事業所が共同して受注や品質管理等を行う組織で、県では共同受注窓口「はたらき隊かながわ」を設置しています。

なお、県共同受注窓口「はたらき隊かながわ」には無料で登録できます。

3 販売製品

ともしびグッズコーナーにおいて販売する自主製品は、次のとおりとします。

(1) 雑貨類

特に制約は設けません。

(2) 食品類

原則、賞味期限が6ヶ月以上のものとしますが、6ヶ月未満の食品についても別途相談に応じます。

ただし、すべての食品については、各事業所が直接納品・回収等を行ってください。

4 販売方法

各事業所から納品された製品を、ともしびグッズコーナーに配置を予定している販売員が常設展示・販売を行います。

5 販売スペース

原則、1事業所あたり[縦30cm・横60cm]程度を予定していますが、規格に合わない製品については、別途ご相談ください。

ただし、製品のレイアウトについては、各事業所の製品のバランスを勘案し、ともしびグッズコーナーにおいて決定します。

6 納品方法

指定した期日に、直接ともしびグッズコーナーに納品するか、もしくは郵送による納品を予定していますが、詳細については別途ご連絡します。納品にあたっては、必ず納品書（製品・個数等）の添付をお願いします。

なお、値札のタグについては、ともしびグッズコーナーが指定する方法によって、各事業所に事前に取り付けをお願いします。

7 販売手数料

販売手数料はかかりません。

8 売上金の取扱い

すべての売上金については、製品の売上に応じて各事業所に配分しますが、実施方法等については別途ご連絡いたします。

ただし、下記経費については、各事業所に負担をお願いします。

9 出品事業所における主な経費負担

各事業所に負担いただく主な経費は次のとおりを予定しています。

- ア 製品の納品・返品等に係る費用
- イ 売上金の口座振込を希望する場合の振込手数料
- ウ 製品の販売にあたり各事業所の負担が適当な費用（製品のタグ・不良品への対応等） 等

10 その他

- 出品事業所については、ともしびグッズコーナーの運営等（販売員を除く。）に協力をお願いする場合がありますので、可能な限りご協力をお願いします。
- 製造や販売に許可が必要な製品もありますので、各事業所においては、申込みする前に許可の有無等をご確認ください。

なお、関係法令に抵触する、もしくは抵触する恐れがあると判断される製品があった場合は、ともしびグッズコーナーの判断で販売を控えさせていただきます。

例) 手作り石鹸

身体の清浄を目的とする場合には、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）」に基づく化粧品（清浄用化粧品）に該当するため、インターネットやバザー等で販売する場合にも製造・販売の許可が必要になります。

11 今後のスケジュール（案）

- 平成 27 年 4 月下旬 各事業所への連絡（販売時期・販売製品・納品方法等）
各事業所からの申込書の提出
- 5 月中旬頃 納品・レイアウト開始
- 下旬頃 常設の展示・販売開始

【参考】ともしびグッズコーナーの現況（写真）



ともしびグッズコーナー常設展示・販売意向照会 Q&A

質 問	回 答
1 出品を検討しているが、まだ具体的に内容が決まっていない場合はどうすればよいか。	今回の照会を基に、販売方法や販売時期等を検討しますので、貴事業所で検討している内容をご回答ください。 なお、今回の照会に回答いただいた事業所から優先的に調整する予定です。
2 今回の照会に回答せずに、今後、出品したい製品ができた場合はどうすればよいか。	製品の出品状況により調整いたしますので、ご希望がある場合は個別にご相談ください。
3 販売を開始する時期はいつか。	平成 27 年 5 月下旬をめどに販売を開始したいと考えていますが、各事業所の販売時期や販売製品については、今回の照会を基に検討・調整し、平成 27 年 4 月下旬をめどに各事業所にお知らせする予定です。
4 県共同受注窓口「はたらき隊かながわ」に登録していないが、どのように登録するのか。	専用ホームページの登録フォームから登録できます。 [URL] http://www.kyodo-juchu.com/
5 照会票には販売を希望する製品を全て記載するのか。	販売を希望（検討）する製品をすべて照会票に記載してください。
6 販売する製品に制約はありますか。	基本的に制約は設けませんが、製造・販売に法令等の許可や届出が必要な製品がありますので、再度ご確認ください。 なお、食品の販売を希望する場合は、 質問 7 をご確認ください。
7 食品の販売を希望する場合は、どのような注意点があるか。	食品の販売を希望する場合は、事業所が直接製品の納品・回収等に対応していただきます。 また、製造・販売に法令等の許可や届出が必要な製品がありますので、再度ご確認ください。
8 どれくらいの量の製品を販売できるか。	今回の照会を基に検討いたしますので、詳細については 4 月下旬をめどにご連絡します。 [販売スペースの目安] 縦：30cm 横：60cm
9 販売スペースの目安[縦：30cm 横：60cm]よりも大きな製品は販売できるか。	今回の照会を基に販売方法を検討しますので、照会票に記載をお願いします。